

日高町広報有料広告掲載取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日高町有料広告掲載要綱(平成20年日高町要綱第4号。以下「要綱」という。)に基づき、広報ひだかに掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の寸法、掲載位置等)

第2条 広告の寸法及び掲載位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の寸法は、1件あたり縦80ミリメートル、横85ミリメートルとする。
- (2) 広告の掲載位置は、町が指定するページの下段とする。
- (3) 1号あたりの広告数は、1ページにつき2件とし、合計6件(3ページ)を限度とする。ただし、申込み件数が6件に満たない場合でも、紙面構成の都合上、1号の掲載件数については、町が決定できるものとする。
- (4) 1ページに隣り合う2件を1広告として掲載することはできないものとする。
- (5) 申込みのあったそれぞれの広告の掲載位置は、広報担当課で決定する。
- (6) 広告掲載の色数は、1色(モノクロ)の印刷とする。

(掲載の決定及び優先順位)

第3条 広告掲載の申込みが、広報上の広告の枠数を超える場合には、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 公共性のある私企業等で、町内に事業所等を有するもの。
 - (2) 前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの。
 - (3) その他、広告として掲載することが妥当であると町長が認めるもの。
- 2 前項の規定による順序が同じ広告がある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。
- 3 前2項の規定によっても順序が同じ広告がある場合は、抽選により決定する。

(連続する複数月(号)の申込み)

第4条 広報に広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、連続する複数月(号)の申込みをすることができる。ただし、申込みのできる月数は、最大12か月(12号)とする。

(広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。

申込み月数(号数)	1か月当たりの掲載料
1～3か月(1～3号)	5,000円
4～6か月(4～6号)	4,000円
7～12か月(7～12号)	3,500円

(広告原稿の提出)

第6条 要綱第6条第1項に規定する日高町有料広告掲載申込書に添付する広告の原稿は、その内容が容易に確認できるよう紙に印刷したもの及びフロッピーディスク等の電磁的記録媒体により提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成22年5月1日から施行する。

(経過措置)

この基準の施行の際、現にこの基準による改正前の規定により申請を行っている申請者については、この基準の施行の日から1年間に限り、第5条の規定に関わらず、なお従前の例を準用する。